

田原市バス運行対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乗合バス事業者による路線バスの運行を補助し、住民の生活に不可欠な地域公共交通の確保・維持・改善を支援することに関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 愛知県公共交通協議会 愛知県バス運行対策費補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）第1条第1号に定める「愛知県公共交通協議会」をいう。
- (2) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 生活交通路線 田原市内を運行するバス路線であつて、県補助金交付要綱第1条第4号に定める生活交通路線の要件のうち、同号（ハ）及び（ヘ）以外の全ての要件を満たすものをいう。
- (4) 補助ブロック 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）別表6に定める補助ブロックをいう。
- (5) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (6) 輸送量 次式によって算出された数値をいう。
平均乗車密度× 運行回数
- (7) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。
$$\text{地域実績キロ当たり標準経常費用} \times \left(1 + \frac{\text{地域の過去3年間の平均増減率}}{2}\right)$$
- (8) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (9) 補助対象経常費用 地域キロ当たり標準経常費用と乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象路線の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

(補助対象事業者)

第3条 田原市バス運行対策費補助金（以下「補助金」という。）の補助の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、乗合バス事業者であつて、愛知県知事が愛知県公共交通協議会の結果に基づいて定める一定の要件の下で、最も少ない補助金で生活交通路線を運行するものとして選定されるものとする。

(補助対象路線)

第4条 補助金の交付の対象となる路線（以下「補助対象路線」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活交通路線であつて、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が当該補助対象期間の当該生活交通路線の補助対象経常費用に達していないもの
- (2) 前号に該当しないバス路線で田原市のみにおいて運行するバス路線（以下「域内生活路線」という。）のうち市長が認めるものであつて、補助対象期間に当該域内生活路線の運行によって得た経常収益の額が当該補助対象期間の当該域内生活路線の補助対象経常費用に達していないもの

(補助金の額)

第5条 前条第1号に規定する補助対象路線を対象とする補助金（以下「生活交通路線維持費補助金」という。）の額は、補助対象路線ごとに、次に掲げる額に田原市内区間に係るキロ程を総キロ程で除した数を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 他の運行系統との競合区間に係るキロ程の合計が総キロ程の50パーセント以上の補助対象路線であつて、当該競合区間の輸送量の和が1日当たり150人を超えるもの（以下「競合路線」という。）にあつては、補助対象経常費用の額と経常収益の額との差額（競合路線のうち平均乗車密度が5人未満のものにあつては、当該差額に当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（1未満の端数は切捨て）を1日当たりの運行回数で除した数値を乗じて得た額）に当該競合区間に係るキロ程を当該総キロ程で除した数を乗じて得た額とし、補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。
 - (2) 経常収益が補助対象経常費用の20分の11に満たない補助対象路線にあつては、補助対象経常費用の20分の11に相当する額と経常収益の額との差額
 - (3) 平均乗車密度が5人未満の補助対象路線にあつては、補助対象経常費用の額と経常収益の額との差額から、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額。ただし、補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。
- 2 前項に規定するもののほか、当該年度の田原市一般会計予算の範囲内において、次に掲げる額に田原市内区間に係るキロ程を総キロ程で除した数を乗じて得た額の合計額を加算することができる。
- (1) 県補助金交付要綱第5条の規定により算出された生活交通路線維持費補助金（以下「県補助金」という。）の補助対象経費の2分の1に相当する額から、県補助金交付要綱第9条の規定により額の確定を受けた生活交通路線維持費補助金の額を控除した額
 - (2) 国庫補助交付要綱第6条第1項の規定により算出された地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（以下「国庫補助金」という。）の補助対象経費の2分の1に相当する額から、国庫補助金交付要綱第12条第1項の規定により額の確定を受けた地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の額を控除した額
 - (3) 地域キロ当たり標準経常費用により算出された補助対象経常費用の額と経常収益の額との差額より、乗合バス事業者キロ当たり経常費用により算出された経常費用の額と経常収益の額との差額が大きい場合の、当該差額に相当する額。ただし、経常費用の額と経常収益の額との差額の算出に使用する経常収益は、それぞれの経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。
- 3 前条第2号に規定する補助対象路線を対象とする補助金（以下「域内生活路線維持費補助金」という。）の額は、補助対象路線ごとに、補助対象経常費用の額と経常収益との差額とする。ただし、補助対象路線に地域公共交通確保維持改善事業費補助金が交付される場合は、域内生活路線維持費補助金の額から当該地域公共交通確保維持改善事業費補助金の額を控除した額とする。
- 4 同条第1項の(1)、(3)及び第2項(1)で得た額に国庫補助金及び県補助金を合計した額が補助対象経常費用の20分の9に相当する額を超える場合、その差分については補助額から除く。
- (2) 同条第1項から第3項の規定に関わらず、国、地方公共団体等から対象経費が重複する補助金等（以下「重複する補助金」という。）を受ける場合又は受ける見込みがある場合は、同条第1項から第3項の規定で得た額から、重複する補助金を差し引いた額を限度とする。ただし、国庫補助金及び県補助金は除く。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、田原市バス運行対策費補助金交付申請書（様式第1号又は第2号）に、県補助金交付要綱第7条に定める書類並びに前条に定める補助金の額及び割合の算出根拠を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、田原市バス運行対策費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号又は第4号）により、当該申請を行った補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 補助事業者は、市長が補助金の額の確定のために現地調査するときは、これに協力しなければならない。

4 補助金の確定額は、当該年度の田原市一般会計予算の範囲内において、第5条の規定により算出された額の合計額とする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したのち、田原市バス運行対策費補助金請求書（様式第5号）に基づいて、補助金を補助事業者に交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 田原市バス運行対策費補助金交付申請書等提出書類に虚偽の記載をし、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

（補助金の経理等）

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助金の事業に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び当該補助金の経理に係る証拠書類を、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年2月17日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成19年2月18日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月23日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月23日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

田原市バス運行対策費補助金 (生活交通路線維持費補助金) 交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 所在地
名称
代表者氏名

年度田原市バス運行対策費補助金 (生活交通路線維持費補助金) の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運行系統名(経路)	補助金の額
	千円
計 系統	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請事業者の概要

補助対象 期間の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(イ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ (ロ)	km			経常収支率	%	

(注) 乗合バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除くこと。

4 愛知県バス対策費補助金のキロ当たり補助対象経常費用

補助 ブロック名	乗合バス事業者キロ当たり 経常費用(実績) (イ) ÷ (ロ) = (ハ)	地域キロ当たり 標準経常費用 (ニ)	キロ当たり 補助対象経常費用
			(ハ) 又は(ニ)のいずれか 少ない方の額 (ホ)
	円 銭	円 銭	円 銭

田原市バス運行対策費補助金（域内生活路線維持費補助金） 交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 所在地
名称
代表者氏名

年度田原市バス運行対策費補助金（域内生活路線維持費補助金）の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運行系統名(経路)	補助金の額
	千円
計 系統	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請事業者の概要

補助対象 期間の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(イ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ (ロ)	km			経常収支率	%	

(注) 乗合バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除くこと。

4 愛知県バス対策費補助金のキロ当たり補助対象経常費用

補助 ブロック名	乗合バス事業者キロ当たり 経常費用(実績) (イ) ÷ (ロ) = (ハ)	地域キロ当たり 標準経常費用 (ニ)	キロ当たり 補助対象経常費用
			(ハ) 又は(ニ)のいずれか 少ない方の額 (ホ)
	円 銭	円 銭	円 銭

田原市バス運行対策費補助金（生活交通路線維持費補助金） 交付決定及び額の確定通知書

田 第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度田原市バス運行対策費補助金（生活交通路線維持費補助金）については、田原市バス運行対策費補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり交付することとし、あわせてその額を確定したので通知します。

- 補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、年 月 日付け申請のあった運行系統とし、その内容は申請書に記載されたとおりとする。
- 補助金の確定額は、次のとおりとする。

運行系統数	補助金の確定額
系統	千円

- 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
 - この補助金は、田原市バス運行対策費補助金交付要綱の趣旨に従って、効率的な運用を図ること。
 - 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
 - 田原市バス運行対策費補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求める。
 - 路線の取消し等があった場合において市長が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

田原市バス運行対策費補助金（域内生活路線維持費補助金） 交付決定及び額の確定通知書

田 第 号
年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度田原市バス運行対策費補助金（域内生活路線維持費補助金）については、田原市バス運行対策費補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり交付することとし、あわせてその額を確定したので通知します。

- 補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、年 月 日付け申請のあった運行系統とし、その内容は申請書に記載されたとおりとする。
- 補助金の確定額は、次のとおりとする。

運行系統数	補助金の確定額
系統	千円

- 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
 - この補助金は、田原市バス運行対策費補助金交付要綱の趣旨に従って、効率的な運用を図ること。
 - 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
 - 田原市バス運行対策費補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求める。
 - 路線の取消し等があった場合において市長が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。

田原市バス運行対策費補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年度田原市バス運行対策費補助金（生活交通路線維持費・域内生活路線維持費）を、下記のとおり請求します。

記

1	補助金確定額	金	円
2	概算受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円